

(介護予防を含む) 短期入所生活介護サービス重要事項説明書

利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき事項は、次の通りです。

1. 法人及び事業者

法人名	社会福祉法人誠々会
法人所在地	神奈川県厚木市山際字神明ノ木 1350 番地 1
法人代表者	理事長 甘利 広子
電話番号	046-246-0158
事業所の名称	特別養護老人ホーム甘露苑

2. ご利用施設について

施設の名称	特別養護老人ホーム甘露苑
施設の所在地	神奈川県厚木市山際神明ノ木 1350 番地 1
施設管理者	施設長 甘利 悟
電話番号	046-246-0158
ファックス番号	046-246-0159

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定事業所番号	定員	厚木市基準 該当サービス
介護老人福祉施設	平成 12 年 1 月 11 日	1472900214	60 人	該当
短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 1 日		10 人	該当
介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日			該当
通所介護	平成 12 年 3 月 1 日		35 人	該当
介護予防通所介護	平成 18 年 4 月 1 日			該当
居宅介護支援	平成 13 年 2 月 1 日		—	該当

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	当施設は、利用者が地域社会で安心して暮らすことの出来るようなサービスの提供を行います。また、地域福祉の拠点施設として、介護保険外の役割も果たすよう考えています。
施設の運営方針	①地域住民の一員として、日常生活を保障するサービスの提供。 ②情報開示、住民参加による施設運営。 ③特徴と安らぎのある施設運営。

5. 施設の概要

敷地		3,949.38 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階建て (耐火構造)
	延床面積	3,943.70 m ²
	入所定員	10名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	7(3)室	13.76 m ²	13.76 m ²
4人部屋	3(2)室	45.76 m ²	11.44 m ²

()は、3階の居室数になります。

(2)主な設備

設備の種類	数	面積
食堂 (ダイニング)	2室	計 159.39 m ²
機能訓練室	1室	66.52 m ²
一般浴室	2室	計 50.00 m ²
機械浴室	座浴型 2台、寝浴型 1台	計 3台
医務室	1室	45.76 m ²

6. 職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	区分		常勤換算後の 人員	事業者の 指定基準	関係資格
		常勤	非常勤			
施設長	1	1		1	1	社会福祉士
生活相談員	2	2		2	1	
介護支援専門員	1	1		1	1以上	介護支援専門員
介護職員	27	14	13	24以上	24以上	介護福祉士
看護職員	5	3	2			看護師・准看護師
栄養士	1	1		1	1	管理栄養士
医師			2	2	必要数	内科・精神科

7. 職員の勤務体制

設備の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯 ①早番（7:30～16:30） ②日勤（9:30～18:30） ③遅番（10:30～19:30） ④夜勤（17:00～翌10:00） 日勤帯は原則として職員1名あたり入所者3人のお世話をします。	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯 ①早番（8:30～17:30） ②日勤（9:00～18:00） ③遅番（9:30～18:30） 原則として2名体制で勤務します。	4週8休
機能訓練指導員	週1回（日曜日）9:30～11:30まで勤務	—
栄養士	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	4週8休
医師	週1回（木曜日）9:00～10:30まで勤務	

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

8. 営業日及びご利用の予約について

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前の1日（日曜年末年始を除く）から担当介護支援専門員を通して受け付けております。

9. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域	厚木市及び海老名市、愛川町、清川村、座間市、相模原市磯部・新戸・新磯野・麻溝台・下溝・当麻・上溝・田名・相模台・相武台・相武台団地
------------	---

10. 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ●食事はできるだけ離床して食べて頂けるように配慮します。 食事提供時間 朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00
排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な介護を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ●年間を通じて、週 2 回の入浴又は清拭を行います。 ●寝たきり等で座位が取れない方は機械浴を用いての入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。 ●生活リズムを考え、毎朝夕に着替えを行うよう配慮します。 ●個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
相談及び援助	当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口担当：大久保友人・大窪香織・安田和弘
送迎	身体状況など一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方はリフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。

(2)介護保険給付外サービス

種類	内容
食事の提供	栄養士による食材の検収により、新鮮な食材を提供します。 1日 1,950円 ※利用者の負担段階により変わります。料金表をご参照下さい。
居住費	個室・多床室がございます。 ※利用者の負担段階により変わります。料金表をご参照下さい。
理容サービス	実費負担にて理容サービスをご利用いただけます。
教養娯楽施設の利用	当施設では教養娯楽施設を整えております。 クラブ活動（書道・華道） ※クラブ活動には教材費の実費負担がございます。
レクリエーション行事	当施設では施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。 ※レクリエーションについて実費負担がある場合がございます。

(3)利用料金のお支払い方法

介護保険給付対象サービス利用料金及び介護保険給付対象外サービス利用料金は1ヶ月ごと計算し請求させていただきます。年金収入がない方及び少額の方は身元引受人が責任をお持ちになりお支払い下さい。

11. キャンセル料（原則として **9:00～18:00** までにご連絡下さい）

キャンセル日	キャンセル料
ご利用日の前々日まで	無料
ご利用日の前日まで	翌日の食事代
ご利用日当日	初日の自己負担分（食費・居住費を含む） 例：個室利用で、要介護3で利用者負担第3段階①の方の場合。 食費：1,000円 居住費(個室利用)：880円 基本報酬(介護給付費1割負担分)：807円 合計：1,000円 + 880円 + 807円 = 2,687円

※食事代と居住費は利用者負担段階により変わります。(詳しくは21ページの料金表参照)

12. 苦情申立窓口

(1)サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当施設相談窓口	窓口担当：大窪香織・大久保友人・安田和弘 ご利用時間：9時から18時まで 連絡先番号：046-246-0158
---------	---

(2)公的機関においても、次の機関において苦情申立が出来ます。

厚木市介護福祉課	所在地：厚木市中町3-17-17 電話番号：046-225-2240 ご利用時間：8時30分から17時15分まで
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階 電話番号：045-317-2200 ファックス番号：045-322-3559 ご利用日：月曜から金曜まで ご利用時間：9時から17時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険部介護苦情相談課	所在地：神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 ナビダイヤル：0570-022110 ご利用日：月曜から金曜まで ご利用時間：8時30分から17時15分まで

13. 介護相談員

介護相談員の名称	介護相談員派遣等事業
事務局	厚木市介護福祉課
所在地	厚木市中町 3-17-17
電話番号	046-225-2220
ファックス番号	046-221-1640
受付時間	8時30分から17時15分まで

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム甘露苑消防計画」にのっとり、対応を実施します。			
平常時の訓練等 及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム甘露苑消防計画」にのっとり、年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	12ヶ所
	避難階段	2ヶ所	屋内消火栓設備	あり
	自動火災報知設備	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	52ヶ所	導電火災報知器	あり
	ガス漏れ警報器	あり	非常用発電機	あり
	カーテンや布団等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出：平成13年6月 防火管理者：甘利 悟			

15. 従業員の研修について

従業員の資質向上のため、次の通り研修の機会を設けるとし、業務の執行体制についても検討します。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 年2回

16. 当施設のご利用の際に留意していただく事項について

※来訪・面会	来訪者は面会時間（10時～16時）を遵守し、必ず事前に施設へ連絡を入れ予約をしてください。
※外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用によって破損が生じた場合は賠償して頂く場合がございます。
喫煙	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音など他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の入居者の居室などに立入らないようにして下さい。
所持品の管理	持ち物には全てご記名下さい。ご記名の無い持ち物について、当施設では紛失などの際の責任を負いかねます。
現金等の管理	紛失などトラブルの原因になる場合がありますので、事務所内金庫にてお預かりさせていただきます。ご利用時はお申し付け下さい。
宗教・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

※短期入所(ショートステイ)をご利用中の面会は、基本的にはございません。

しかし長期でご利用の場合は利用日程に応じて、月2回まで面会可能な場合がございます。

※外出・外泊については現在感染症罹患のリスクを考慮し、基本お断りしております。

【別紙 1】

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス料金表

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

短期入所生活介護費 (1 割負担の場合。1 単位 = 10.83 円で計算)

< 従来型個室・多床室 >

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要介護 1	603	6,530 円	5,877 円	653 円
要介護 2	672	7,277 円	6,549 円	728 円
要介護 3	745	8,068 円	7,261 円	807 円
要介護 4	815	8,826 円	7,943 円	883 円
要介護 5	884	9,573 円	8,615 円	958 円

< 加減算について (加減算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます) >

加減算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎 (片道につき)	184	1,992 円	1,792 円	200 円
夜勤職員配置加算 I	13	140 円	126 円	14 円
サービス提供体制強化加算 II	18	194 円	174 円	20 円
長期利用者提供減算	-30	-324 円	-291 円	-33 円
緊急短期入所受入加算	90	974 円	876 円	98 円
認知症緊急対応加算	200	2,166 円	1,949 円	217 円
若年性認知症受入加算	120	1,299 円	1,169 円	130 円
介護職員処遇改善加算 (令和 6 年 5 月まで)				
介護職員処遇改善加算 I		1 ヶ月の所定単位数の 8.3%		
介護職員等特定処遇改善加算 II		1 ヶ月の所定単位数の 2.3%		
介護職員等ベースアップ等支援加算		1 ヶ月の所定単位数の 1.6%		
介護職員処遇改善加算 (令和 6 年 6 月から)				
介護職員処遇改善加算 II		1 ヶ月の所定単位数の 13.6%		

短期入所生活介護費（2割負担の場合。1単位＝10.83円で計算）

<従来型個室・多床室>

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要介護 1	603	6,530 円	5,224 円	1,306 円
要介護 2	672	7,277 円	5,821 円	1,456 円
要介護 3	745	8,068 円	6,454 円	1,614 円
要介護 4	815	8,826 円	7,060 円	1,766 円
要介護 5	884	9,573 円	7,658 円	1,915 円

<加減算について（加減算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます）>

加減算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎（片道につき）	184	1,992 円	1,593 円	399 円
夜勤職員配置加算 I	13	140 円	112 円	28 円
サービス提供体制強化加算 II	18	194 円	155 円	39 円
長期利用者提供減算	-30	-324 円	-259 円	-65 円
緊急短期入所受入加算	90	974 円	779 円	195 円
認知症緊急対応加算	200	2,166 円	1,732 円	434 円
若年性認知症受入加算	120	1,299 円	1,039 円	260 円
介護職員処遇改善加算（令和 6 年 5 月まで）				
介護職員処遇改善加算 I	1 ヶ月の所定単位数の 8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算 II	1 ヶ月の所定単位数の 2.3%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ヶ月の所定単位数の 1.6%			
介護職員処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員処遇改善加算 II	1 ヶ月の所定単位数の 13.6%			

短期入所生活介護費（3割負担の場合。1単位＝10.83円で計算）

<従来型個室・多床室>

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要介護1	603	6,530円	4,571円	1,959円
要介護2	672	7,277円	5,093円	2,184円
要介護3	745	8,068円	5,647円	2,421円
要介護4	815	8,826円	6,178円	2,648円
要介護5	884	9,573円	6,701円	2,872円

<加減算について（加減算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます）>

加減算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎（片道につき）	184	1,992円	1,394円	598円
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	140円	98円	42円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	194円	135円	59円
長期利用者提供減算	-30	-324円	-226円	-98円
緊急短期入所受入加算	90	974円	681円	293円
認知症緊急対応加算	200	2,166円	1,516円	650円
若年性認知症受入加算	120	1,299円	909円	390円
介護職員処遇改善加算（令和6年5月まで）				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の所定単位数の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の所定単位数の2.3%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の所定単位数の1.6%			
介護職員処遇改善加算（令和6年6月から）				
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の所定単位数の13.6%			

介護予防短期入所生活介護費（1割負担の場合。1単位＝10.83円で計算）

<従来型個室・多床室>

要支援度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援 1	451	4,884 円	4,395 円	489 円
要支援 2	561	6,075 円	5,467 円	608 円

<加算について（加算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます）>

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎（片道につき）	184	1,961 円	1,764 円	197 円
療養食加算（1回あたり）	8	86 円	77 円	9 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	191 円	171 円	20 円
介護職員処遇改善加算（令和 6 年 5 月まで）				
介護職員処遇改善加算Ⅰ		1ヶ月の所定単位数の 8.3%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		1ヶ月の所定単位数の 2.3%		
介護職員等ベースアップ等支援加算		1ヶ月の所定単位数の 1.6%		
介護職員処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員処遇改善加算Ⅱ		1ヶ月の所定単位数の 13.6%		

介護予防短期入所生活介護費（2割負担の場合。1単位＝10.83円で計算）

<従来型個室・多床室>

要支援度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援 1	451	4,884 円	3,907 円	977 円
要支援 2	561	6,075 円	4,860 円	1,215 円

<加算について（加算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます）>

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎（片道につき）	184	1,961 円	1,568 円	393 円
療養食加算（1回あたり）	8	86 円	68 円	18 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	191 円	152 円	39 円

介護職員処遇改善加算(令和6年5月まで)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の所定単位数の1.6%
介護職員処遇改善加算(令和6年6月から)	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の所定単位数の13.6%

介護予防短期入所生活介護費(3割負担の場合。1単位=10.83円で計算)

<従来型個室・多床室>

要支援度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援1	451	4,884円	3,418円	1,466円
要支援2	561	6,075円	4,252円	1,823円

<加算について(加算につきましては、施設の体制や利用者様により変わってきます)>

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
送迎(片道につき)	184	1,961円	1,372円	589円
療養食加算(1回あたり)	8	86円	60円	26円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	191円	133円	58円
介護職員処遇改善加算(令和6年5月まで)				
介護職員処遇改善加算Ⅰ			1ヶ月の所定単位数の8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ			1ヶ月の所定単位数の2.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算			1ヶ月の所定単位数の1.6%	
介護職員処遇改善加算(令和6年6月から)				
介護職員処遇改善加算Ⅱ			1ヶ月の所定単位数の13.6%	

食費・居住費について

(単位：円／日)

利用者負担段階	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	300 円	380 円	0 円
利用者負担第 2 段階	600 円	480 円	430 円
利用者負担第 3 段階①	1,000 円	880 円	430 円
利用者負担第 3 段階②	1,300 円	880 円	430 円
利用者負担第 4 段階	1,950 円	1,231 円	1,040 円
第 4 段階の食費内訳 (朝食：530 円 昼食：810 円 夕食：610 円)			

※介護保険負担限度額認定より決定します。詳しくは保険者（市町村）までお問合せ下さい。

介護保険外（実費負担）利用料

利用者希望による日用品等の購入代行	実費
行事食	1 食 100 円加算
受診及び外出付添い介助	実費
受診、入院及び外出などの送迎 (原則として緊急時)	実費 ※協力医療機関より遠方の医療機関への通院に限る ※協力医療機関に診療科目がない、休診日等の理由による通院は除く
書類手続き代行業務	1 枚につき 500 円
医療に関する代行手続き	1,000 円／個人の場合 500 円／複数の場合
理容サービス	実費
テレビ電気代	100 円／日 (テレビはお貸しいたします。ただし台数に限りがありますのでお問合せ下さい。貸出料は無料)
持込電気器具電気代 (テレビ除く)	※20 円／日
証明書	実費
複写物	1 枚につき 20 円
処方以外の市販医療用品・薬 (絆創膏・テープ)	実費
喫茶会等	実費
クラブ活動等教養娯楽	教材費実費

※持込電気器具については、携帯電話等の充電等を想定しておりますが、電気器具によっては持込をご遠慮いただく場合や電力(kW)・使用頻度によって金額が変わる場合がございます。サービス申込時にご相談下さい。

施設サービスにおいての高齢者のリスクについて

1、 高齢者の特徴

① 筋力の低下

加齢や活動量の減少、食欲の低下により筋肉の量が減り筋力も低下します。そうになると、転倒しやすくなるだけでなく、代謝が悪くなり、代謝が悪くなると浮腫みやすくなり、心臓や皮膚にも負担がかかります。

② 意欲の低下

肉体的な衰え等から生じる喪失感によって、孤独を強く感じ、生きがいを無くし、意欲の低下につながります。意欲の低下は筋力・記憶・食欲の低下もつながります。

③ 記憶の低下

加齢によるもの、脳疾患、認知症により物忘れが出てきます。記憶力、判断力、計算力（時間、時間配分、お金の計算）遂行力（行動する時間に順序立てて考える二つのことを同時にすること）が衰えてしまいます。

④ 食欲の変化

活動量の低下や高齢になると、胃や腸の働きが弱くなるので、お腹が空かない、消化にも時間がかかるようになります。唾液の量も減るので、飲み込みにくくなります。のどが渇いたと感じにくく、自分では気づかないうちに脱水になっていることもあります。

2、施設ご利用中に予測されるリスク

① 転倒、骨折

・加齢に伴う筋力の低下、バランス力の低下、服用されている睡眠薬・向精神薬等によるふらつきなどで転倒や骨折の危険性があります。肋骨は咳やくしゃみでも骨折することがあります。施設内では車椅子でベルトの着用や、ベッド上での拘束はできません。

② 誤嚥・窒息

・加齢に伴う咀嚼力の低下、唾液の減少、飲込む力の低下、抗認知薬・向精神薬等による嚥下機能の低下により誤嚥（誤嚥性肺炎を含む）や食物による窒息の危険性があります。

③ 薬の効果・副作用

・加齢に伴い腎臓や肝臓の機能が低下し、薬の強さや副作用が増強することがあります。

⑤ 皮膚・血管トラブル

・高齢者の皮膚や血管は、脆く軽度の打撲であっても広範囲の皮下出血や皮膚剥離、むくみや水泡形成を伴うことがあります。

⑥ 急変

・高齢者であることにより、脳や心臓疾患等で急変されることもあります。

3, 急変時の対応について

○法令に基づき医療体制は施設ごとに異なります。医師や看護師が常勤する施設、医師が非常勤で看護師が常勤する施設、看護師の夜間帯勤務がある施設や日勤帯のみの施設など医療体制は施設ごとに異なります。ご利用様様の病態が急変し施設での対応が困難な場合、夜間や休日に関わらず、医療対応が困難な場合は医師又は看護師の判断により、救急搬送させていただきます。

尚、ご家族様で対応可能な場合、ご家族様で受診をお願いする場合がございます。

(かかりつけ等搬送先のご希望がある場合には事前にお知らせをお願い致します。)

※リスクについて説明をいたしました。